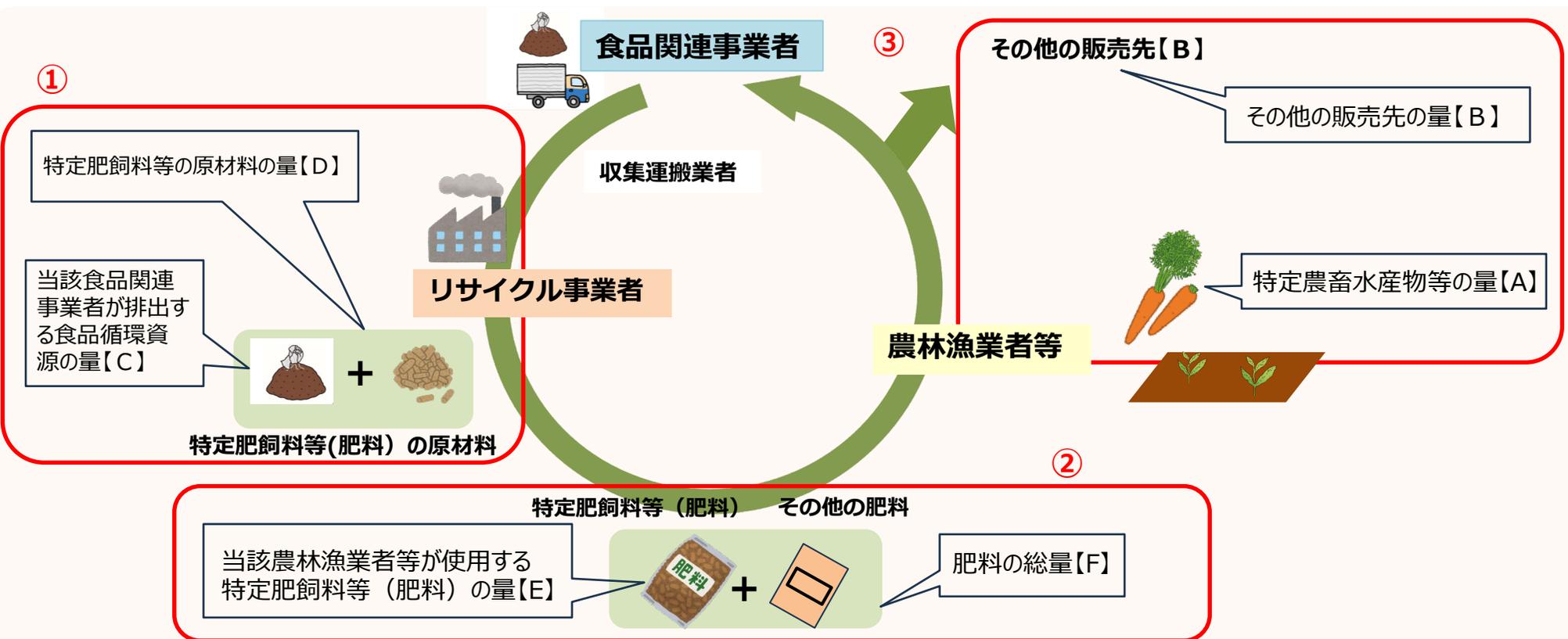


食品関連事業者による利用量（肥料を使って生産する場合のイメージ）

- 平成19年の食品リサイクル法改正時、リサイクルされた製品（肥飼料等）及びこれを利用して生産された製品（農畜水産物等）の利用まで含めて的確なリサイクルを確保するものとして、**食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会**で意見を聴いた上で、**以下の通り規定**。
- 食品関連事業者が利用すべき特定農畜水産物等の量として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令で定めている計算式は次の通り。
 $(A-B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$
 - ・ この式を構成する① $(C \div D)$ 、② $(E \div F)$ はそれぞれ、①特定肥飼料等の原材料に占める当該食品関連事業者が排出する食品循環資源の量、②特定農畜水産物等の生産に使われる肥料の総量のうち当該農林漁業者等が使用する特定肥飼料等の量を表しており、それらを乗ずることで特定農畜水産物等の生産に使われた肥料のうち、食品循環資源由来の割合を計算している。
 - ・ ③ $(A-B)$ は、生産された特定農畜水産物等の量から既存の販売先に仕向けられる量を引いた量を表し、上記の計算と0.5をそれぞれ乗じた量以上を食品関連事業者が利用すべきことを意味している。
- 食品循環資源の再生利用促進のため、**多くの量を利用義務量とすることは食品関連事業者側の過度な負担となることから、このような算定式**となっている。



食品関連事業者による利用量（飼料を使って生産する場合のイメージ）

- 平成19年の食品リサイクル法改正時、リサイクルされた製品（肥飼料等）及びこれを利用して生産された製品（農畜水産物等）の利用まで含めて的確なリサイクルを確保するものとして、**食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会**で意見を聴いた上で、**以下の通り規定**。
- 食品関連事業者が利用すべき特定農畜水産物等の量として、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令で定めている計算式は次の通り。
 $(A-B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$
 - ・ この式を構成する① $(C \div D)$ 、② $(E \div F)$ はそれぞれ、①特定肥飼料等の原材料に占める当該食品関連事業者が排出する食品循環資源の量、②特定農畜水産物等の生産に使われる飼料の総量のうち当該農林漁業者等が使用する特定肥飼料等の量を表しており、それらを乗ずることで特定農畜水産物等の生産に使われた飼料のうち、食品循環資源由来の割合を計算している。
 - ・ ③ $(A-B)$ は、生産された特定農畜水産物等の量から既存の販売先に仕向けられる量を引いた量を表し、上記の計算と0.5をそれぞれ乗じた量以上を食品関連事業者が利用すべきことを意味している。
- 食品循環資源の再生利用促進のため、**多くの量を利用義務量とすることは食品関連事業者側の過度な負担となることから、このような算定式**となっている。

